

遠賀総合運動公園  
指定管理者募集要綱

平成30年8月

遠賀町

1	公の施設の概要	1
	(1)施設の名称	
	(2)所在地	
	(3)施設の種類	
	(4)施設の設置目的	
2	申込資格	3
3	募集要綱公開、施設見学、質疑、申込書類受付期間	4
4	申込みに必要な書類	4
	(1)申込書	
	(2)申込資格を有していることを証する書類	
	(3)管理を行う公の施設の事業計画書	
	(4)管理に係る収支計画書	
	(5)当該団体の経営状況を説明する書類	
	(6)その他町長等が必要と認める書類	
	(7)留意事項	
5	選定の基準	5
6	管理の基準及び業務の範囲	6
7	利用料金に関する事項	6
8	指定管理者を指定して管理を行わせる期間	6

## 1 公の施設の概要

遠賀総合運動公園は約17haの敷地内に運動施設や公園を有す多目的施設です。公園内の各施設種別とその概要は次に掲げるとおりです。なお、遠賀総合運動公園は、遠賀町地域防災計画において、災害発生時の防災拠点機能施設に指定されており、また、遠賀コミュニティセンターは、風水害・地震時の指定避難場所と指定緊急避難場所に指定されています。

### (1)施設の名称

遠賀総合運動公園

TEL 093-293-6525 FAX 093-293-7057

### (2)所在地 福岡県遠賀郡遠賀町大字広渡23番地の6

### (3)施設の種類

#### ア 遠賀体育センター

- ・構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上2階建
- ・延床面積 1,919㎡
- ・竣工 昭和56年7月
- ・施設内容 1階：アリーナ(1,026㎡)、事務室(22㎡)  
2階：トレーニング室(180㎡)、研修室(74㎡)  
トイレバリアフリー改修工事：平成30年3月トイレ乾式化  
シャワー室改修工事：平成30年7月ユニットシャワー設置

#### イ 遠賀コミュニティセンター

- ・構造 鉄筋コンクリート造地上2階建
- ・延床面積 2,447㎡
- ・竣工 昭和61年4月
- ・施設内容 1階：多目的ホール(476㎡)、和室(161㎡)、音楽室(86㎡)  
視聴覚室(56㎡)、会議室2室(67㎡、41㎡)、事務室(37㎡)他に  
シャワー室・ベビールーム・厨房等  
2階：会議室4室(63㎡、60㎡、60㎡、54㎡)  
大規模改修工事：平成28年3月屋根や各部屋の床・壁・天井・照明などを整備、  
太陽光パネル・蓄電池を設置

#### ウ 弓道場

- ・構造 木造一部鉄骨造平屋建
- ・延床面積 236㎡
- ・竣工 昭和59年10月
- ・施設内容 近的場5人立

#### エ 相撲場

- ・構造 木造平屋建
- ・延床面積 39㎡
- ・竣工 平成元年7月

#### オ 多目的グラウンド

- ・面積 26,445㎡
- ・竣工 昭和57年4月

- ・施設内容 軟式野球2面、ソフトボール4面、サッカー1面  
夜間照明（照明設備11柱）  
照明改修工事：平成29年3月ソフトボール・サッカー用照明設備改修（7柱LED化）

カ テニスコート

- ・面積 4,874m<sup>2</sup>
- ・竣工 昭和60年3月
- ・施設内容 オムニコート2面、クレーコート4面  
夜間照明（照明設備8柱、オムニコート2面、クレーコート2面使用可）  
テニスコート改修工事：平成26年8月テニスコート2面をオムニ化

キ 緑の広場

- ・面積 37,000m<sup>2</sup>
- ・竣工 平成元年5月
- ・施設内容 サッカー2面、ラグビー1面、グラウンドゴルフ3面

ク パター（パティーマット）ゴルフ場

- ・面積 11,300m<sup>2</sup>
- ・竣工 昭和62年3月
- ・施設内容 18ホール

ケ ゲートボール場

- ・面積 4,200m<sup>2</sup>
- ・竣工 昭和62年3月
- ・施設内容 6面

コ キャンプ場

- ・面積 8,300m<sup>2</sup>
- ・竣工 昭和62年3月
- ・施設内容 屋根付き洗い場2基

サ その他公園施設

- ・水辺の広場 12,993m<sup>2</sup>
- ・健康の広場 7,991m<sup>2</sup>
- ・町民の森 8,820m<sup>2</sup>（広場内に相撲場あり）
- ・ジョギングコース 1周約1,000メートル

※全体見取図は、7ページ【別紙】を参照すること。

(参考)各施設利用状況 (有料施設のみ)

(単位:人)

	H25	H26	H27	H28	H29
体育センターアリーナ	22,359	22,264	23,461	24,809	23,820
〃 トレーニング室	5,472	7,708	8,828	8,519	8,566
コミュニティーセンター	36,365	52,629	17,678	44,326	50,399
総合運動公園グラウンド	24,426	25,744	28,315	33,116	38,373
テニスコート	4,673	5,592	7,223	7,668	8,450
ゲートボール場	199	85	30	114	274
緑の広場	11,766	13,604	13,116	13,069	12,676
弓道場	1,214	1,495	1,545	1,763	1,650
パットゴルフ	928	668	352	168	179
キャンプ場	1,702	1,489	1,746	1,679	2,180
合計	109,104	131,278	102,294	135,231	146,567

※コミュニティーセンター:H27.9~28.3まで大規模改修工事

総合運動公園グラウンド:H28.12~29.3まで照明改修工事

#### (4)施設の設置目的

住民のスポーツ・レクリエーション・文化の普及振興、健康増進と文化及び福祉の向上に資するスポーツ、文化、福祉の活動拠点としての役割を担うとともに様々なイベントや大会を開催し、多くの人々が集まる地域コミュニティ構築の場としての役割も担うことを目的として設置した施設。

##### ア 社会体育施設 (遠賀コミュニティーセンター以外)

住民の学習活動の充実として体力づくりや軽スポーツ等、誰もが楽しく安全安心に利用できる場

##### イ 社会教育施設 (遠賀コミュニティーセンター)

文化活動や健診等、福祉サービスの場として健康で生きがいのある生活を送るための事業を展開する場

## 2 申込資格

申込みができるものは、団体であって、団体若しくはその代表者及び役員等が次の各号のいずれにも該当しないものとする。ただし、団体の法人格の有無は問わない。

##### ア 法律行為を行う能力を有しないもの

##### イ 破産者で復権を得ない者

##### ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されているもの

##### エ 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの

##### オ 国税及び地方税を滞納している団体

##### カ 法第92条の2、第142条及び第180条の5第6項の規定は、指定管理者の指定を委託とみなし、その指定を受けようとする団体についてこれを準用する

##### キ その他申込資格に関して必要な事項

### 3 募集要綱公開、施設見学、質疑、申込書類受付期間

申込みに関するスケジュールは、下記のとおりとする。

#### ア 募集要綱公開

・平成30年8月10日（金）～平成30年9月21日（金）

#### イ 施設見学期間

・平成30年8月20日（月）～平成30年8月31日（金）

午前10時から午後5時まで（水・土・日を除く） ※事前に申込みを行うこと。

#### ウ 質疑受付期間

・平成30年8月20日（月）～平成30年8月31日（金）17時まで

※質疑応答書（様式1）に必要事項を記入のうえ、FAXで行うこと。

※期間以外や電話等による質疑は受け付けない。

#### エ 質疑の回答

・平成30年9月4日（火）までに遠賀町ホームページで回答を公開する。

#### オ 申込書類受付期間

・平成30年9月10日（月）～平成30年9月21日（金）

午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）

※郵送の場合は書留を使用し、21日までに必着とする。

### 4 申込みに必要な書類

申込みに必要な書類は、下記のとおりとし、受付期間内に郵送または持参すること。提出部数は、(1)、(2)、(5)の書類を列記順にそろえて2部（原本1部・コピー1）、(3)、(4)、(6)は12部（原本1部・コピー11部）とする。それぞれ別冊として、提出すること。

#### (1)申込書（様式第1号）

グループ申込みの場合は、グループ申込構成書（様式2-A・B）を提出すること。

#### (2)申込資格を有していることを証する書類

グループ申込みの場合は、代表団体及び構成団体について提出すること。

ア 法人にあっては、当該法人登記簿謄本、非法人にあっては、団体の代表者の身分証明書

イ 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類

ウ 申込資格に関する申立書（様式第2号）

エ 過去3年間の国税及び地方税の納税証明書（募集要綱の配布開始日以降に交付されたもの）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（様式第2号）

オ その他申込資格に関して必要な書類

#### (3)管理を行う公の施設の事業計画書（様式3）

#### (4)管理に係る収支計画書（様式4）平成31年度から5年分

※8ページ【参考資料】を参照の上、消費税率はすべて8%で計上すること。

#### (5)当該団体の経営状況を説明する書類

ア 過去3年間の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ。）

イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ。）

ウ 過去3年間の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び

新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ。)

エ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書

オ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

(6)その他町長等が必要と認める書類(様式5:提案書)

(7)留意事項

ア 申込みは、1グループ(団体)につき1つとする

イ 提出された申込書類の内容変更は認めない

ウ 申込書類に虚偽の記載があった場合は失格とする

エ 申込書類は理由の如何を問わず返却しない

オ 申込書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届(様式6)を提出すること

カ 申込みに関して必要となる費用は、団体の負担とする

キ 申込みに関して審査会委員並びに本町職員、本件関係者に対して、募集要綱配布開始日以降、本件の利害に関連すること(事務的手続き等に関することは除く)について、接触することを禁じる

## 5 選定の基準

指定管理者の選定を公平かつ適正に行うため、遠賀町公の施設に係る指定管理者選定審査会(次項において「審査会」という。)を設置し、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。また申込者に対して、選定結果を通知するとともに、広報誌やホームページ等で候補者の公表を行うものとする。

なお、候補者は第1順位(優先交渉権者)から第3順位までを選定する。(申込者が2団体の場合は第2順位まで)

ア 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること

イ 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること

ウ 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること

エ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること

オ 地元業者、住民の雇用確保

カ 申込書類に関するプレゼンテーション

※日時、場所は、申込者に対して別途連絡する。

※各団体の持ち時間は40分程度(プレゼン20分・質疑20分)を予定。

## 6 管理の基準及び業務の範囲

別添の「遠賀総合運動公園指定管理者管理の基準及び業務の範囲」を参照すること。

## 7 利用料金に関する事項

指定管理者の収入として、町が支払う経費のほか、収入として見込まれるもの等を自らの収入とすることができる。

(1)町が支払う経費

経費の内訳は下記のとおりで、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払う。なお、支払い時期や方法は協定にて定める。

- ア 人件費
- イ 事務費
- ウ 管理費（修繕費、光熱水費、保守管理費等）  
※修繕費については、毎年、年度末に精算。

- エ 負担金
- オ 事業費

(2)上記以外の収入

- ア 収入として見込まれるもの（施設等の利用料金、自動販売機手数料、公衆電話、閲覧用複写機使用料等）

※施設等の利用料金減免分の補てんはありません。

- イ 自主事業収入
- ウ その他の収入

(3)口座

経費と収入に関して、それぞれ別の口座で管理すること。

## 8 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5か年）とする。

※多額の余剰金が発生した年度においては、年度協定において精算する等の協議を行うものとする。

### 【申込み・問い合わせ等】

遠賀町教育委員会 生涯学習課 スポーツ文化係

〒811-4392

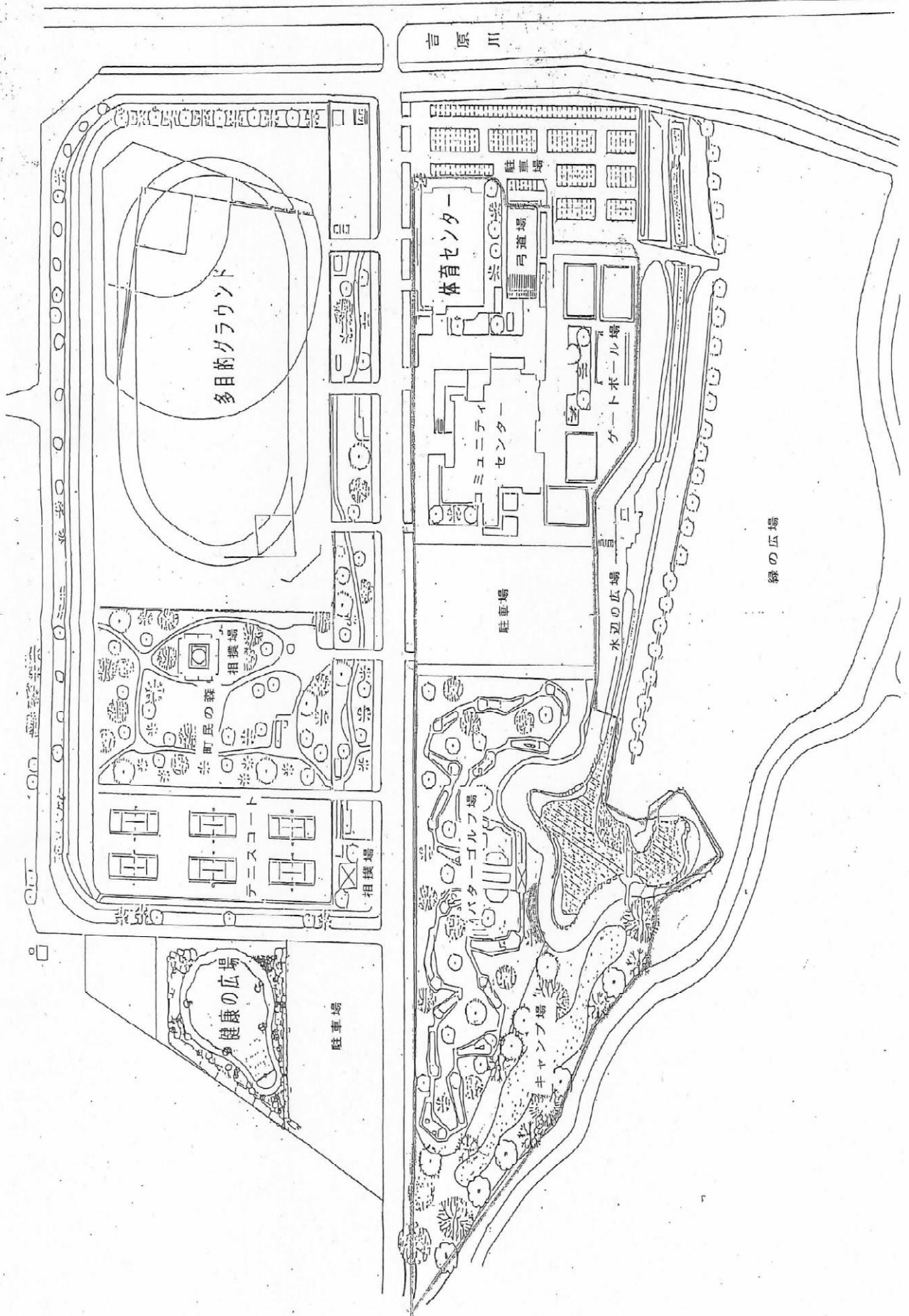
福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地

TEL:093-293-1234 (353)

FAX:093-293-0806



# 遠賀総合運動公園全体見取図



## 【参考資料】

## 遠賀総合運動公園実績

(単位:千円、消費税8%)

歳 入		平成28年度実績	平成29年度実績
収 入	指定管理委託料	39,053	38,848
	使用料(施設別)	10,466	12,109
	コミセン使用料	2,798	4,117
	体育センター使用料	2,139	2,100
	グラウンド使用料	1,333	1,642
	トレーニング室使用料	2,125	2,228
	テニスコート使用料	1,478	1,355
	パットゴルフ使用料	32	30
	その他使用料	561	637
	教室事業収入	3,496	4,176
	自販機販売手数料等	815	810
物品販売収入他	1,028	650	
合 計		54,858	56,593

歳 出		平成28年度実績	平成29年度実績
人 件 費	社員	23,224	24,653
	アルバイト		
	教室指導者		
	その他		
施 設 維 持 費	需用費	8,046	8,029
	消耗品等	1,291	1,020
	電気料	6,169	6,442
	水道料	486	462
	燃料費等	100	105
	修繕料	2,376	2,379
	通信運搬費	523	508
	手数料(リース)複合機、トレーニング機器、芝刈機	363	344
	委託料等	17,165	17,079
	コミセン維持管理業務	5,165	5,165
	体育センター維持管理業務	1,608	1,608
	屋外運動公園	10,085	10,085
	遊具保守	57	57
	トレーニング機器保守	65	65
	バスケットゴール保守	112	0
	その他	73	99
	備品購入費	46	42
保険料(施設賠償責任保険等)	210	25	
事業費	787	620	
一般管理費(人事管理等)	3,840	3,961	
合 計		56,580	57,640

※実績額に下記は含んでいません。

○水辺の広場 [水路内の清掃]

○樹木等管理 [除草・樹木剪定の処分(運搬・焼却)] (8m<sup>3</sup>コンテナ2台×12回)